

メタリ。

ニ 動 機

茲ヲ以テ會社ハ二月二十一日作業分量ノ最低限度ヲ
 定メテ之ヲ發表スルト同時ニ重役、町内ノ有志等
 各工場ヲ巡視シテ怠業ノ不心得ヲ諭シ或ハ工賃規
 定ノ精神ヲ述ヘテ職工ヲ勵マス所アリタルカ作業
 能率ノ減退ハ其ノ後モ依然トシテ改マル所ナカリ
 シカ故ニ、同日二十五日會社ハ一日ノ作業カソノ最低

限度トシテ發表セラレタル標準高ニモ達セサル時ハ
 一定ノ歩引ヲナスコトトシタリ。而シテコノ歩引
 ラナスコトトシタルニヨリ一部ノ職工ニ益々惡感
 情ヲ抱カシメ就中組合幹部(野田醬油株式會社職工ノ
 怡ト全部ハ日本労働総同盟野田聯合會ニ屬ス)等
 ハ反動的ニ一般職工ノ怠業ヲ慫慂スルニ至リシヨ
 リ各工場トモ(一部ハ新時間制度ニ慣レサルタメ)
 其ノ能率ハ
 確カニ三割内外ノ低下ヲ見タリ。殊ニ第十工場ノ